



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

20歳になったら国民年金

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金（基礎年金）3つのメリット

■老齢基礎年金

20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が受給できます。

保険料の未納期間は、年金額の対象期間になりません。

■障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代（20～65歳）の方も含めて受給できる年金です。

国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で国内に住んでいて、老齢基礎年金を受給していない）に初診日※のある病気やけがで、政令に定める1級または2級の障がいの状態になった人が受給できます。

厚生年金加入中に初診日があるときは、障害厚生年金を受給できます。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで初めて医師などの診療を受けた日のことです。

■遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた遺族が受給できる年金です。遺族基礎年金を受け取る条件として、亡くなった方の年金の納付状況・受け取る方の年齢・優先順位などが設けられています。

学生納付特例と若年者納付猶予制度

収入などがなく保険料の支払いが困難な学生及び若年者（50歳未満）には、次の保険料納付猶予制度があります。

■学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▽対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方

■若年者納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

しかし、収入を得るようになり保険料の納付が可能となった時に追納制度をご利用いただければ、将来受給できる年金の額を増やすことができます。